



三井住友銀行の取り組み紹介

2026年10月6日

株式会社三井住友銀行
社会的価値創造企画部



SUMITOMO MITSUI
FINANCIAL GROUP



SMBCグループの サステナビリティに関する取り組み



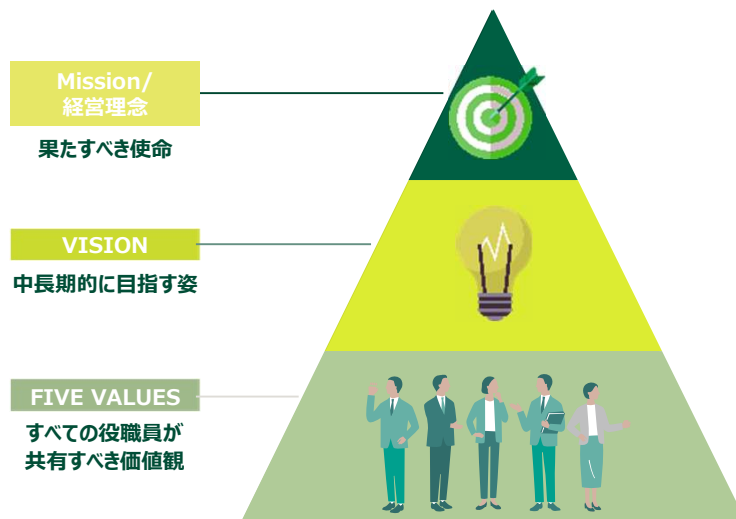
理念体系と社会的価値創造宣言

SMBCグループは経営理念に、果たすべき使命の一つとして「持続可能な社会の実現に貢献する」ことを掲げています。今般、新たなビジョンを定め、その実現に向けて重要な要素の一つとして「社会的価値創造のフロントランナー」を位置づけるとともに、人々の幸せがあふれる社会の実現に向けた決意表明として「社会的価値創造宣言」を制定しました。

経営理念

- お客さまに、より一層価値あるサービスを提供し、お客さまと共に発展する
- 事業の発展を通じて、株主価値の永続的な増大を図る
- 勤勉で意欲的な社員が、思う存分にその能力を発揮できる職場を作る
- 社会課題の解決を通じ、持続可能な社会の実現に貢献する

SMBCグループの理念体系



新ビジョンと社会的価値創造宣言 (2026年4月)

世界をつなぐ日本発のトラステッド・パートナー

お客さま起点への
徹底的なこだわり

世界水準のテクノロジーによる
競争優位確立

社会的価値創造の
フロントランナーへ

卓越した現場力と
戦略遂行力の発揮

社会的価値創造宣言*

社会的価値創造のフロントランナーとして、
人々の幸せがあふれる社会を次世代に受け渡す。

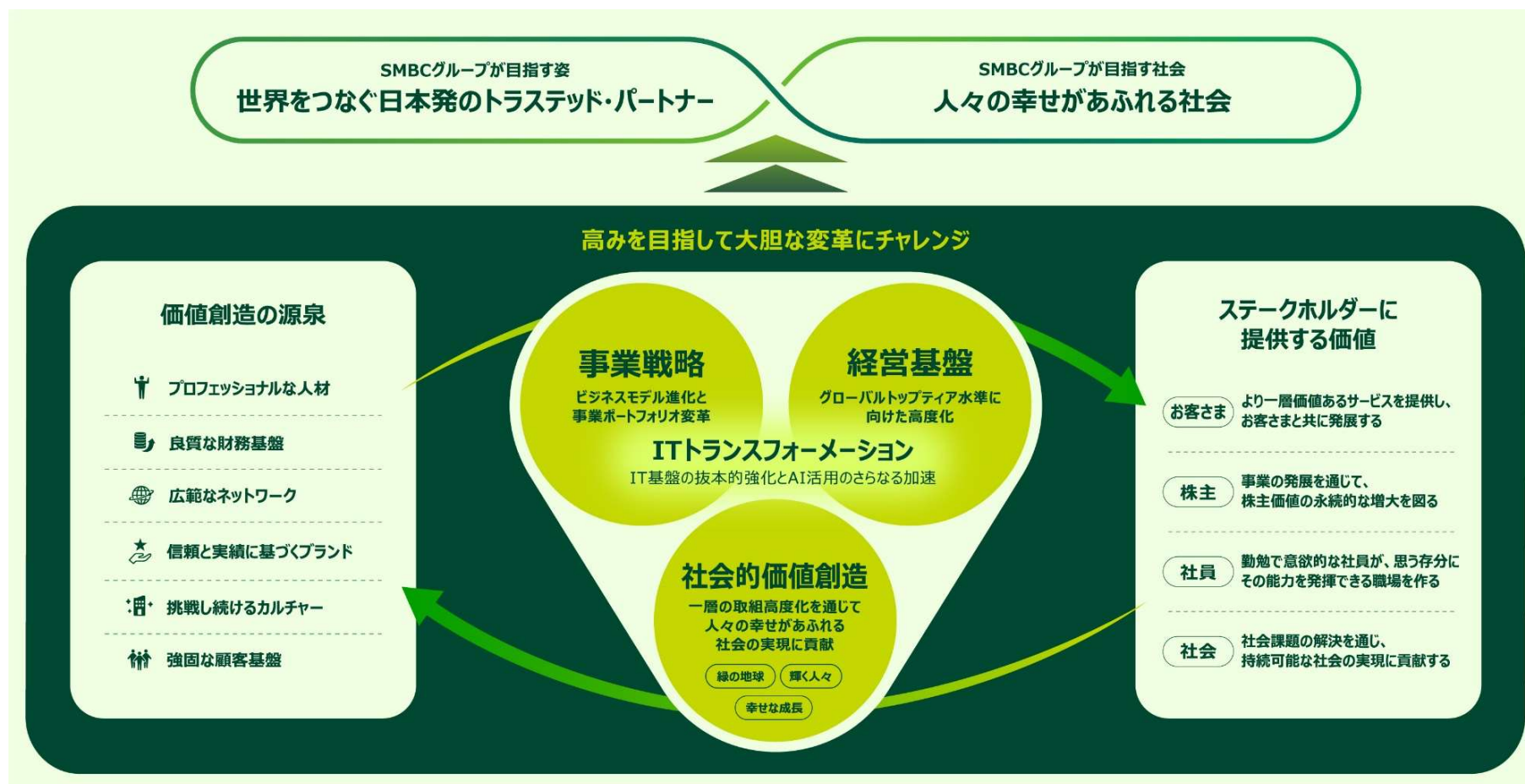
<SMBCグループのマテリアリティ>



* 全文については当社HPを参照ください (https://www.smfg.co.jp/sustainability/group_sustainability/)

SMBCグループの価値創造プロセス

SMBCグループは、多彩な人材、グローバルに広がるネットワーク、お客さまとの強固なリレーション等の価値創造の源泉を活かし、高い視座を持ち果敢にチャレンジしながら、ステークホルダーの皆さまに新たな価値を提供します。そして、社会とSMBCグループがともに発展する好循環を生み出し、「世界をつなぐ日本発のトラステッド・パートナー」として、人々の幸せがあふれる社会を次世代に受け渡していきます。



SMBCグループのマテリアリティと取り組みの方向性

「社会的価値創造宣言」の制定と併せて、人々の幸せがあふれる社会の実現に向けて優先的に取り組む3つのテーマを、SMBCグループの新たなマテリアリティとして定めました。

それぞれの注力領域を中心に、我々の強みやエッジを活かした取り組みを一段と強化していきます。

マテリアリティ 下段：目指すゴール	注力領域	取り組みの方向性
 緑の地球 緑豊かな地球を 私たちの子孫へ	気候変動 自然資本 循環経済	- 気候変動・自然資本・循環経済への統合的アプローチ - 実体経済の脱炭素化に向けたトランジション支援
 輝く人々 誰もが希望を持って 挑戦できる社会へ	貧困・格差 教育 人権	- 貧困・格差の連鎖断絶に向けた機会提供・自立支援 - 次世代を担う若者に対する教育・挑戦の機会提供 - サプライチェーン全体での人権尊重体制の構築・高度化
 幸せな成長 心豊かな成長を 日本から世界へ	産業活性化 少子高齢化 デジタル	- 新たな産業の創出と既存産業の構造転換 - 金融/非金融両面から人々の暮らしの不安解消 - 経済成長と人々の暮らしを支えるデジタルインフラの構築

環境課題の連関と他の社会課題への連鎖

環境課題の解決に向けた気候変動への対応、自然資本の保全・回復、循環経済への移行は相互に関連しており、統合的なアプローチによって、環境に加えて人権、貧困・格差等の他の社会課題の解決にもつながります。

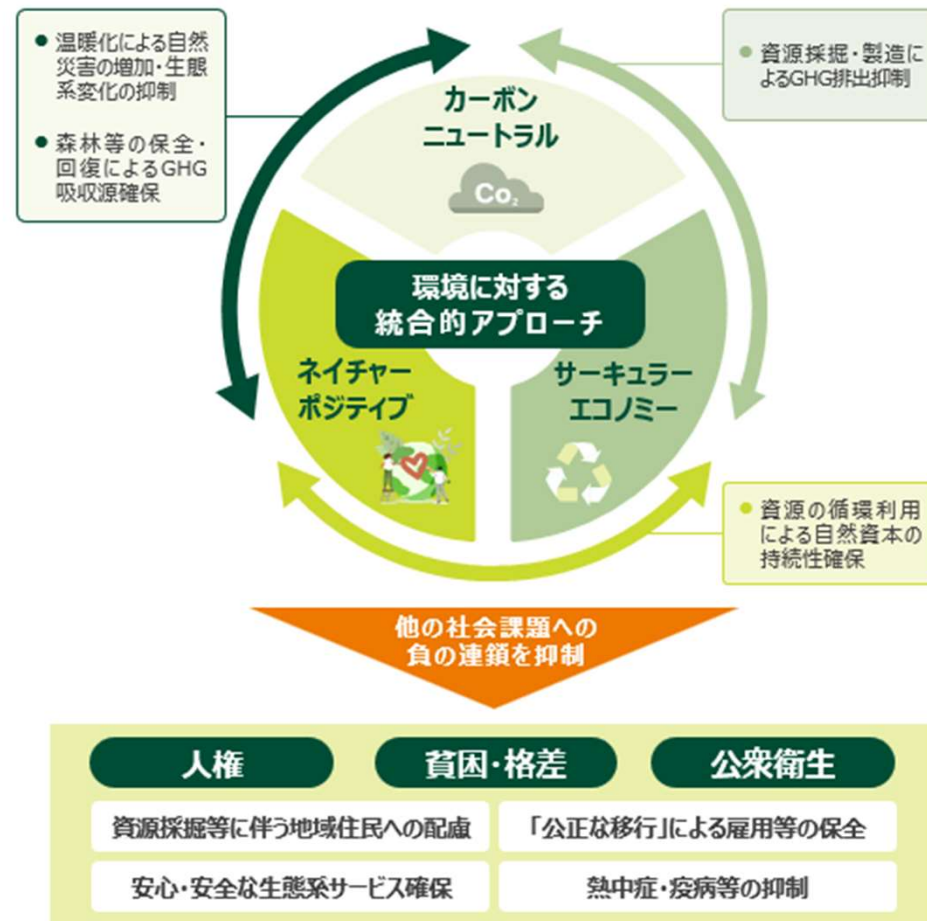
気候変動への対応、自然資本の保全・回復、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行は相互に関連しています。

例えば、森林保全は温室効果ガス（以下、GHG）の吸収源を増やし、気候変動の影響を抑制します。また、気候変動によって頻発化・深刻化する洪水等の自然災害への対策を通じて、生態系の変化を抑えることも期待できます。

さらに、循環経済への移行は、資源の効率的利用を促すことで、GHG排出量を抑制するほか、自然資本の持続性を確保することにつながります。

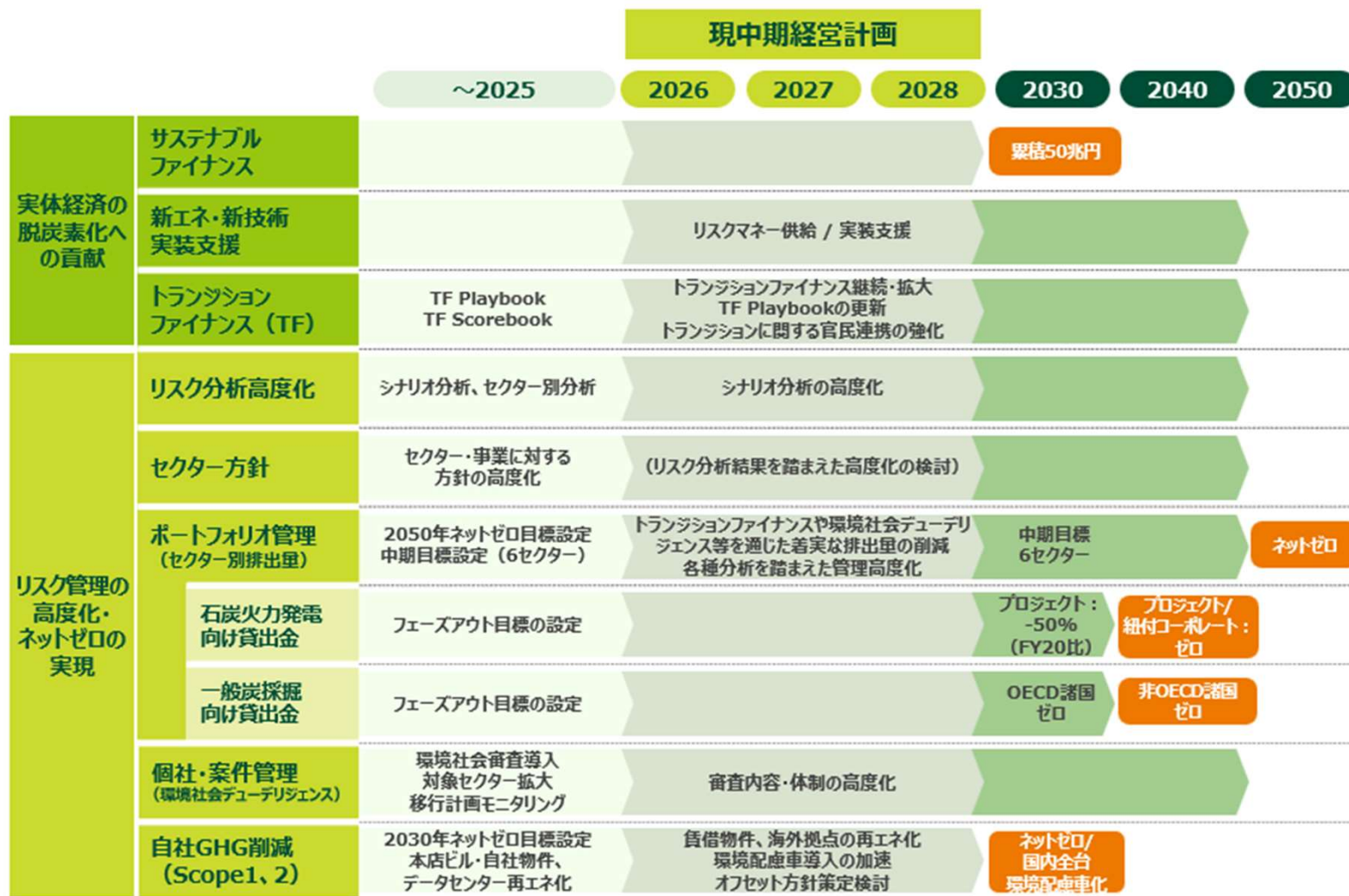
このような統合的アプローチは、他の社会課題への負の連鎖を抑制する効果もあります。環境への悪影響を減らすことは、その環境に依存する人々の人権を尊重し、貧困・格差を抑え、質の高い公衆衛生を確保することにもつながります。

SMBCグループは、これら3つの環境問題の関係性を考慮し、トレードオフを避けつつ相乗効果を生むような統合的なアプローチを推進することで、社会課題の解決に努めています。



気候変動対応に関する移行計画（ロードマップ）

気候変動対応に関する移行計画（ロードマップ）は下表の通りです。



実体経済の脱炭素化への貢献（脱炭素ビジネス推進）

脱炭素社会の実現に向けて金融機関が果たすべき最大の責務は、実体経済の脱炭素化への貢献であると考えています。脱炭素化に向けたお客さまの多岐にわたる課題やニーズに対し、グループ一体となり、各社の強みを活かした支援を提供することで、社会全体のGHG排出量削減やお客さまとSMBCグループ双方の企業価値向上に向けて取り組んでいきます。

脱炭素に向けたお客さまの主な取り組み

脱炭素経営の土台づくり

- ✓ 規制・開示動向等の情報収集
- ✓ GHG排出量の可視化・分析
- ✓ 削減目標・ロードマップの策定



脱炭素化の実行支援

- ✓ GHG排出量の削減
- ✓ 他社と共同した削減施策
- ✓ 排出削減、事業転換等に向けた資金調達



企業価値向上・社会実装への展開

- ✓ 脱炭素に向けた取り組みの訴求力強化
- ✓ 事業共創
- ✓ 市場形成・ルール形成



SMBCグループの対応

情報提供

- Jefferies等との共催イベントを通じた情報発信

コンサルティングサービス

- 三井住友銀行、JRI、ASUENEとの協働により、GHG排出量の可視化・分析支援から削減に向けたロードマップ策定までを支援

排出削減支援・共創支援

- 再エネ・蓄電所の導入、クレジットの調達、SAFの調達支援等、幅広い脱炭素化の実行支援

新エネ・新技術へのリスクテイク、トランジションファイナンス、サステナブルファイナンス

- 排出削減に向けた取り組みをファイナンス面から支援

企業価値向上支援

- 効果的な對外説明を通じた、企業価値向上の取り組みを支援

社会変革

- みんなで減CO2（ゲンコツ）プロジェクト等により社会意識改革や政府・業界団体等との連携による脱炭素社会実現に向けた共創

J-クレジットに関する取り組み



SUMITOMO MITSUI
FINANCIAL GROUP

日本経済の構造転換：脱炭素化という、避けられない大きな潮流

成長志向型カーボンプライシング構想

日本政府は「GX（グリーントランスフォーメーション）」実現のため、今後10年間で150兆円超の官民GX投資を計画しています。この構想の中核として、2026年度から大企業を対象とした「排出量取引制度（GX-ETS）」が本格稼働し、ビジネスのルールが根本から変わります

KEY POINT

企業のCO₂排出量に上限（排出枠）が割り当てられ、排出枠の保有が義務化されます

10年間で150兆円超の官民GX投資を実現

GX経済移行債
先行投資支援
20兆円規模

カーボンプライシング
GX投資先行インセンティブ
化石燃料賦課金 / 排出量取引

GX-ETS（排出量取引制度）の段階的發展

2023年度～

試行期間

GXリーグでの自主的な取り組み

企業が自主的に目標を設定し
削減活動を実施

2026年度～

本格稼働（義務化）

GX-ETS本格稼働

排出枠の割当と義務化開始
排出量取引市場の活性化

2033年度～

将来構想

発電事業者への有償オークション

段階的な有償化の導入による
更なる脱炭素化促進

出所：

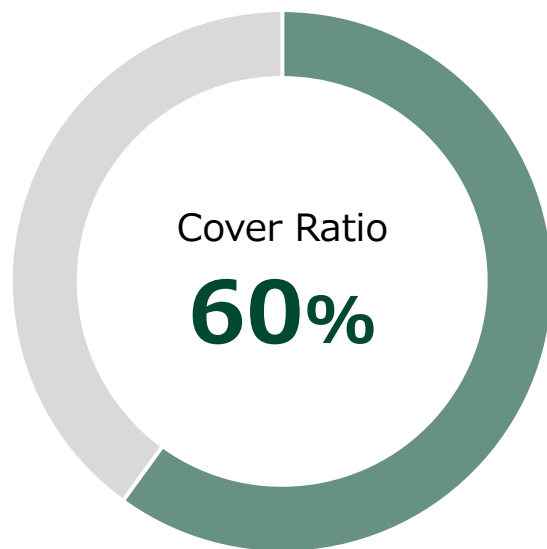
経済産業省「排出量取引制度の詳細設計に向けた 検討方針」（https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/emissions_trading/pdf/001_03_00.pdf）を基にSMBC作成

2026年度から本格稼働する「GX-ETS」

GXリーグでの試行を経て、2026年度から「改正GX推進法」に基づく排出量取引制度（GX-ETS）が本格的に稼働します。これは、日本の温室効果ガス排出量の約6割をカバーする、インパクトの大きい制度です。

- **対象事業者**
直接排出量 10万トン以上/年（約300～400社が対象）

国内排出量のカバー率



出所：

経済産業省「排出量取引制度の詳細設計に向けた 検討方針」（https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/emissions_trading/pdf/001_03_00.pdf）を基にSMBC作成

義務の履行プロセス

1 排出枠の割当て申請

政府指針に基づき、企業が自社の目標となる排出枠を申請。
※ グランドファザリングまたはベンチマーク方式にて決定

2 排出量の算定・報告

自社の実際の排出量を算定し、第三者機関の検証を受けた上で国に報告。正確なデータの可視化が求められる

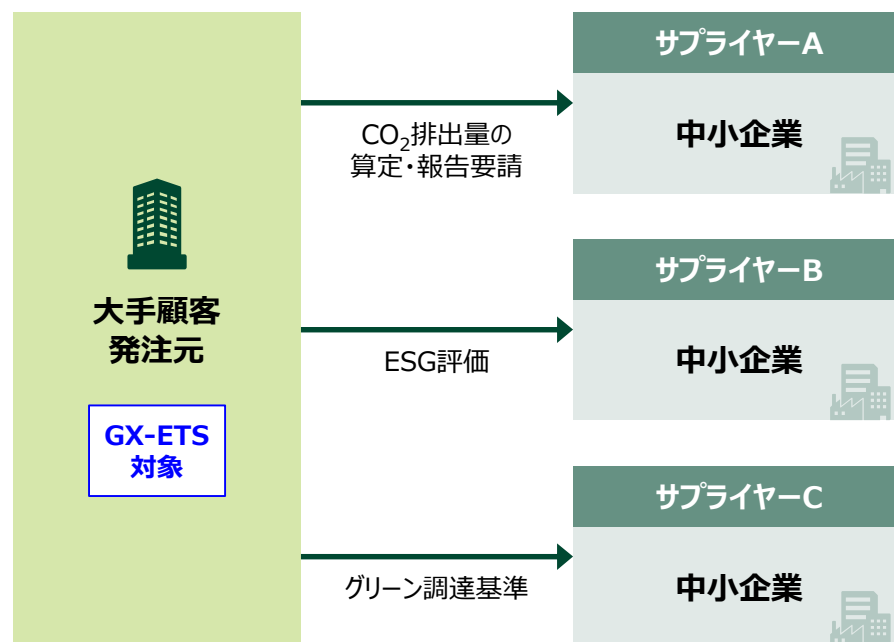
3 排出枠の保有（調達・売却）

報告した排出実績と同量の排出枠を保有する義務。不足分は市場から調達、余剰分は売却が可能

大企業の変革がサプライチェーン全体に求める新たな基準

GX-ETSの導入による波及効果は、対象となる大企業だけに留まらず、取引先である中小企業にも及びます。

影響の流れ



取引先からの要請

大手顧客から、製品・サービスのカーボンフットプリント情報の開示や、具体的な削減努力（削減計画の提示やJ-クレジットの活用など）を求められるケースが急増しています

金融機関の評価

銀行や投資家も、投融資先のサステナビリティへの取り組みを財務評価と同様に重視する傾向が強まっています。資金調達の円滑化につながります

新たなビジネス機会

環境配慮型の製品・サービスは、消費者や投資家からの評価を高めます。競合他社に先駆けて取り組むことで、明確な「新たな競争優位性」となります

出所：各社開示資料等を基にSMBC作成

Jクレジット創出者のメリット

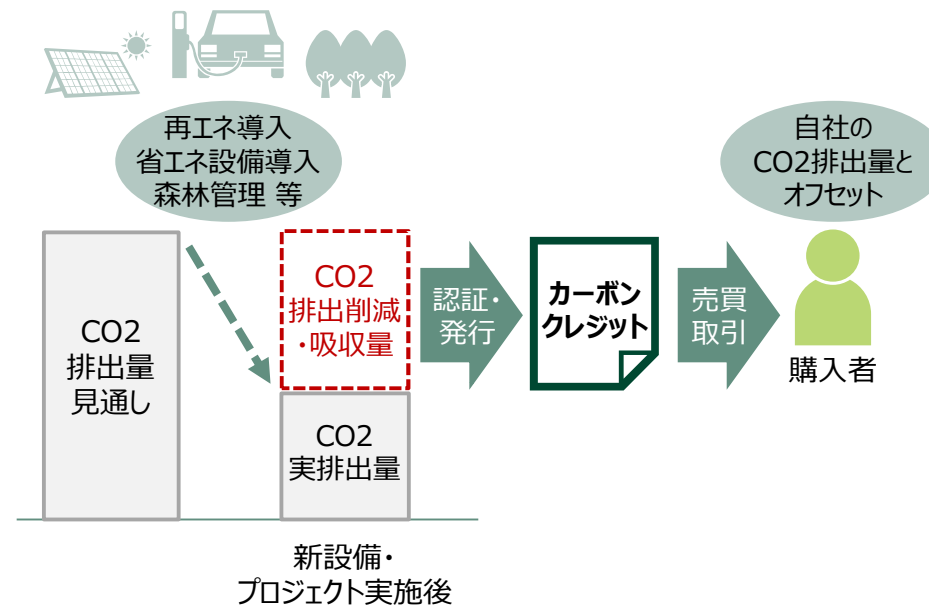


※クレジット創出者は、創出されたJクレジットを他社に売却・譲渡した場合、CO₂削減価値を言及できなくなる点は留意が必要。

J-クレジット制度とは？

CO₂削減・吸収量を「価値」に変える国の仕組み

J-クレジット制度は、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂排出削減量、または森林管理によるCO₂吸収量を、国が「クレジット」として認証する制度です。創出されたクレジットは市場で売買でき、企業の環境貢献活動を定量的に評価し、価値化することができます。



対象となる取り組みの主な例

省エネルギー	高効率ボイラーの導入、照明のLED化など	森林管理	植林、間伐による吸収量の増大など
再生可能エネルギー	太陽光発電設備の自家消費など	その他	燃料転換、廃棄物のエネルギー利用など

出所：J-クレジットWebサイト (<https://japancredit.go.jp/>) を基にSMBC作成

■ 需要は拡大の一途：J-クレジット市場の成長性

- J-クレジットの認証量は制度開始以来、毎年増加傾向にあります。
- 特に、GX-ETSの本格稼働は、市場の需要をさらに押し上げる大きな要因となります。

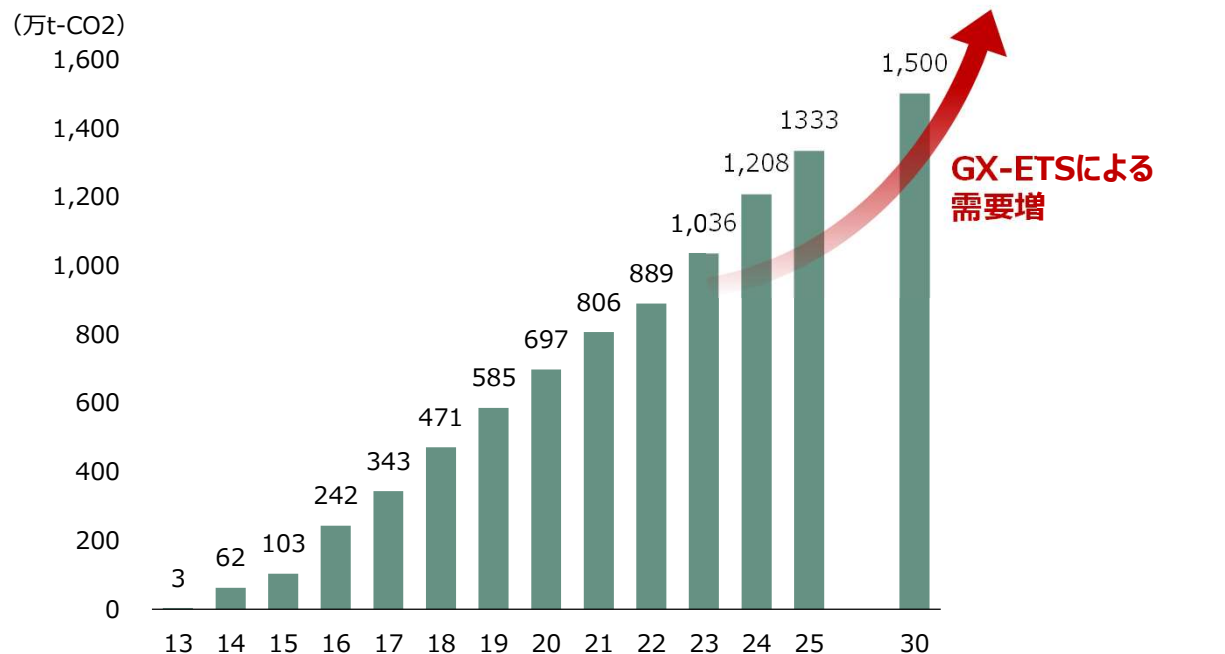
クレジット認証量（累積）の推移

• GX-ETSにおける活用

対象企業は、排出枠の保有義務の一部（実排出量の10%が上限）をJ-クレジットで代替することが認められています。これにより大企業からの需要が急増しています。

• 国の目標

政府はJ-クレジットの認証量を2030年度に1,500万t-CO₂まで引き上げる目標を設定しており、今後数年で市場規模が数倍に拡大することが見込まれます。



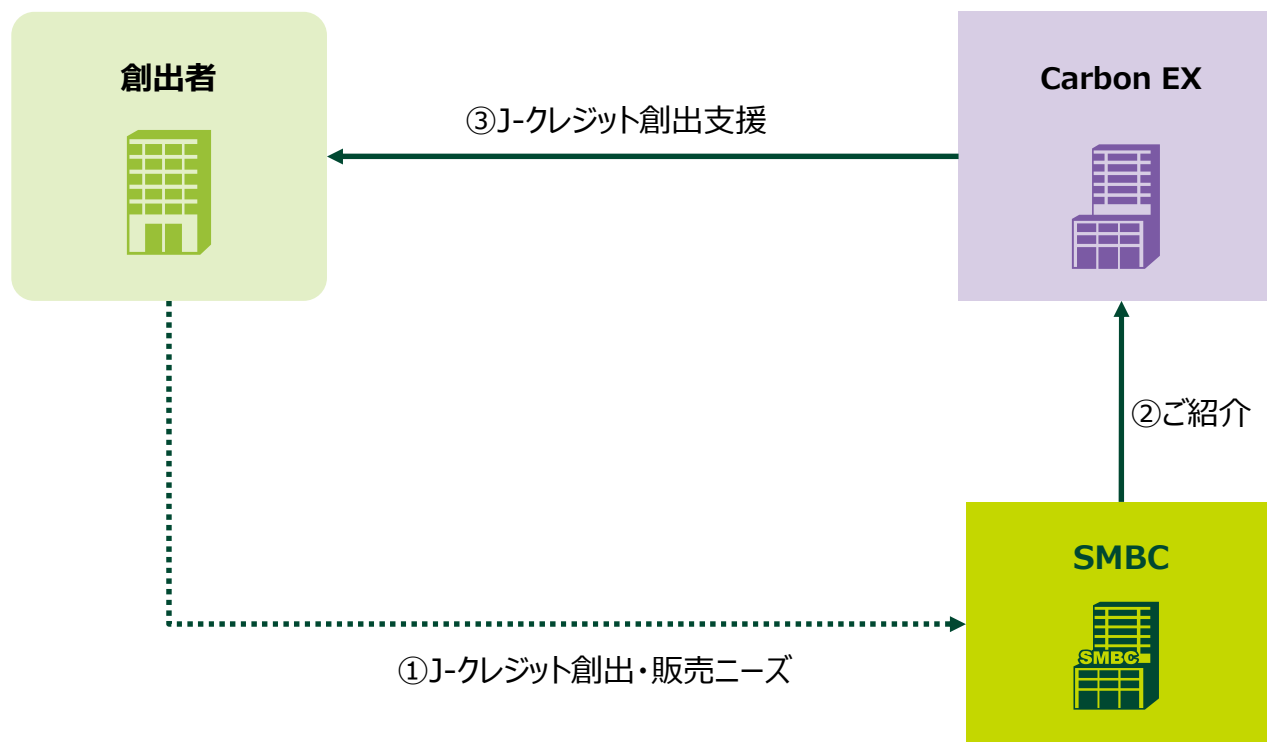
出所：J-クレジットWebサイト (<https://japancredit.go.jp/>) を基にSMBC作成

JクレジットにおけるSMBCの取り組み

Carbon EX株式会社との業務提携

(東京都/プログラム型プロジェクトを活用したカーボンクレジット創出支援事業)

- 環境価値プラットフォームの運営を主に行うCarbon EX株式会社と東京都の「プログラム型プロジェクトを活用したカーボンクレジット創出支援事業」にて協業中。
- J-クレジット創出ニーズを有するお客さまに対し、Carbon EX株式会社が提供するJ-クレジット創出支援サービスをご紹介します。



お問い合わせ

弊行は、お客さまが自由かつ自主的なご判断により、お取引いただくことを前提としております。このため、弊行が商品・サービスの利用を融資取引の条件としたり、利用いただかないことを理由に不利なお取扱いをすることは一切ございません。お取引に関してご不明な点、ご懸念、不本意な点がございましたら、以下の『独占禁止法に関するお客さまご相談窓口』までご相談ください。なお、ご相談・ご照会をいただいたことや、その内容により、お客さまが不利益を被ることは一切ございません。

「独占禁止法に関するお客さまご相談窓口」

フリーダイヤル **0120-702-061**

※ 受付時間：月～金曜日9:00～17:00（土・日・祝日等銀行休業日は除く）

※ お電話によるお申出が難しいお客さまは、弊行ホームページ上のWEB窓口よりご投稿ください
(<https://www.smbc.co.jp/cs/abuse/>)

本件に関するご質問・お問合せはお手数ですが下記までご連絡ください

〒100-0005

東京都千代田区丸の内1-1-2

株式会社三井住友銀行

社会的価値創造企画部

小川 理恵

Ogawa_Rie@dn.smbc.co.jp

ご案内

弊行は、お客さまとの間に生じた苦情・紛争の取扱いに関しまして、銀行法上の「指定紛争解決機関」として金融庁長官から指定を受けた全国銀行協会と契約を締結しております。

弊行が提供させていただいた商品・サービスに関しまして、何かご不満な点がございましたら、弊行に直接お申出を頂くほか、同協会が運営する全国銀行協会相談室にご相談・ご照会いただくことも可能です。

ご連絡先

全国銀行協会
全国銀行協会相談室

（一般電話から） 0570-017109

（携帯電話・PHSから） 03-5252-3772